

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

## 控訴人都の控訴に対する控訴答弁書 (補充)

令和6年5月31日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田

剛



同

鄭

一

志



同

河

村

尚



同

我

妻

崇

明



同

以

元

洋

輔



同

山

城

在

生



同

坂

井

萌

同

丸

山

浩

祐

1

控訴人都是令和6年6月5日付け答弁書において、「一審被告都控訴理由書の補足」と称していくつか控訴理由を追加しているが(都答弁書101頁以下)、追加された主張のうちいわゆる外事容疑性に関するもの(都答弁書123頁～139頁。以下、「本件追加主張」という。)は、一審被告都控訴理由書に記載のない全く新しい主張であることから、以下、簡単に反論を行う。原判決及び被控訴人らの控訴理由書、控訴答弁書において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

## 1 控訴人達の主張

本件追加主張は、平成30年12月20日に行われた被控訴人島田の任意取調べにおいて、[REDACTED]警部補が、被控訴人島田に対し、被控訴人会社を捜査する理由として、同社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したためだと説明し、さらに、同月26日の取調べにおいてその真偽を確認すると「現在捜査中だ」と説明したことについて、これらの説明が虚偽ではなかったとするものである。

そして、その理由として、

- ① 「あってはならない場所」に納入されていた噴霧乾燥器とは、被控訴人会社が、平成29年5月26日に中国向けに輸出したCL-12型噴霧乾燥器(以下「CL型器」という。)であること(都答弁書126頁)。
- ② 「あってはならない場所」とは、[REDACTED](以下「[REDACTED]」という。)であること(都答弁書131頁)。
- ③ [REDACTED]は中国屈指の著名な兵器製造企業の研究所であることから、キャッチオール規制に該当するか否かを捜査する必要があったこと(都答弁書131頁)。

を挙げる。なお、CL型器は、製品粒子径の要件(本件要件ロ)に非該当であることから、本件要件ハへの該当性の如何にかかわらずリスト規制の対象にならないことは明らかな噴霧乾燥器である。また、控訴人也都も認めるとおり、需要者である[REDACTED]は、経産省の定める外国ユーザーリスト(大

量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない外国・地域所在団体の一覧)に掲載のない団体である。

## 2 控訴人等の主張に理由がないこと

公安部による本件事件の捜査の端緒及び捜査対象貨物の抽出過程は、被控訴人らの令和6年5月22日付け控訴答弁書8～9頁に記載のとおりであるが、C I S T E C職員の貿易講習会で得た情報を端緒とし、被控訴人会社による噴霧乾燥器の輸出実績を調べ(乙88の1・2参照)、その中から本件要件のうち本件要件ハのみを非該当とする項目別対比表が作成されていた中から本件噴霧乾燥器1を捜査対象貨物として抽出したというのが真相である(甲185〔5～8頁])。「あってはならない場所」に納入されていた事実を把握したことが端緒となり捜査が開始されたものではない。

その後、公安部は、平成29年7月にはC L型器の輸出に関する事実、及びその最終需要者が[REDACTED]である事実を把握し(乙88の1～5参照)、平成29年11月9日には、当該輸出の事実をもって、あたかも被控訴人会社と中国軍需産業との間に密接な繋がりがあり、本件事件が外事性のある案件であるかのような構図を描いた(甲202)。当時、公安部は経産省との間で本件に関する打合せを頻繁に行っており、経産省に対しても当該構図を示し、被控訴人会社に外事容疑性があると主張していたことが窺われる。

しかし、経産省はこれに対し、平成29年12月1日の打合せにおいて、「大川原社の輸出先を確認したが、需要者に懸念はあるものの、M E T I (経産省)は用途によって許可不許可を決定している。大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途等、生物兵器の懸念でないことから、許可する可能性があり、警察ほどの懸念をM E T Iは感じていない」(甲166の6)、同月8日の打合せにおいて、「警察の言う外事性(懸念性)については十分理解した。できることなら協力したいと思っているが、経産省のキャッチオールに対する懸念性とは感覚のズレがあり、審査課や管理課を説得することはできなかった。」(甲166の8)、平成30年1月26日の

打合せにおいて、「警察の考え方と、METIの考え方は根本的に異なると感じている。特に外事性については相容れない。中国への輸出については、確かに荷受人はブラック企業ではあるものの、生物兵器の懸念を理由としたブラックではないため、生物兵器への転用可能性のある噴霧乾燥器の輸出をもって、悪い企業だという感覚は全くない。器械も、非該当品（粒子径で非該当）であることから、METIとしては全く問題に感じていない。兵器転用の可能性を問うのであればキャッチオール「中国の十一大企業、」」についても承知したが、該非判定には直結させられない。」（甲166の10）と述べるなど、被控訴人島田の取調べが行われる1年以上前の時点で既に、CL型器の輸出やその需要者であるについて何ら懸念がなく、また、かかる事実は捜査対象貨物である本件噴霧乾燥器1の該非判定に影響しない旨の見解を明示していた。

なお、経産省がその後、CL型器の輸出についてキャッチオール規制違反を理由とする行政処分はもちろん、事後審査すら行っていないことは、原審においてが証言しているとおりでである（証人26～27頁）。

従って、CL型器の需要者であるがそれ自体「あってはならない場所」といえないことは明らかである。

また、控訴人等は、需要者であるにおけるCL型器の用途が大量破壊兵器等の製造開発である場合でかつ被控訴人会社がそれを知りつつ輸出したものである場合には、キャッチオール規制に違反することになると主張するようであるが、もとよりは、経産省の定める外国ユーザーリストに掲載されていないのであるから、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない団体として認識されていないのである。控訴人等は、が大量破壊兵器等の製造開発を行っている可能性があるとして主張するが、その根拠は、のウェブサイトにおける抽象的な宣伝文句に過ぎないのであって、およそ妄想というほかない。

この点を置くとしても、警部補は、被控訴人会社製の噴霧乾燥器が「あってはならない場所」に納入されていたことが被控訴人会社を「捜査する理

由」であると被控訴人島田に述べているところ、公安部自身が立件後に作成した公安部総括文書には、CL型器の輸出を把握した事実への言及すら一切ないのであって、「あつてはならない場所に納入されていたことが発覚したから本件捜査を行っている」との■■■■警部補の説明は全くの虚偽である（甲185）。

このように、■■■■警部補が被控訴人島田に対して行った、同社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あつてはならない場所」に納入されていたことが発覚したことが被控訴人会社を捜査する理由であるとの説明は、法令及び経産省の見解とも相容れない虚偽の事実を告知したものであって、あたかも被控訴人会社の噴霧乾燥器が本来納入してはならないユーザーに納入されていたことが発覚したかのように装い、被控訴人島田の動揺を誘って有利に取調べを進めようとした偽計によるものというほかない。

以 上